（標準期末手当等の額の市町村連合会への通知）

第百一条の十四　指定都市職員共済組合等は、法第四十四条第一項の規定により組合員の標準期末手当等の額を決定したとき、及び厚生年金保険法第二十四条の四の規定により第三号厚生年金被保険者である組合員の厚生年金保険の標準賞与額を決定したときは、当該組合員ごとに、その標準期末手当等の額及び厚生年金保険の標準賞与額並びに当該標準期末手当等の額及び当該厚生年金保険の標準賞与額の基礎となつた期末手当等の額を当該決定をした月を単位として市町村連合会に通知しなければならない。

第百二条第一項中「組合」の下に「（指定都市職員共済組合等にあつては、法第二十七条第四項の規定により市町村連合会の業務をこれらの組合に行わせることとした場合を除き、市町村連合会。次条、第百二十一条第三項、第百二十二条、第百二十四条第二項、第五項及び第六項、第百二十六条第二項、第百二十八条から第百四十五条まで、第百四十七条から第百五十三条まで、第百五十五条、第百五十六条、第百五十九条第一項及び第三項、第百六十条第二項並びに第百六十一条において同じ。）」を加え、同項第一号中「続柄」を「身分関係」に改め、同項第四号を次のように改める。

四　払渡金融機関の名称及び預金口座の口座番号

第百二条第二項第一号及び第二号を次のように改める。

一　死亡した受給権者と請求者との身分関係を明らかにすることができる市町村長による証明書、戸籍の抄本若しくは戸籍の謄本又は除籍の抄本若しくは除籍の謄本

二　死亡した受給権者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたことを証する書類

第百二条第二項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　預金口座の口座番号についての当該払渡金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類

第百二条に次の一項を加える。

3　第一項の請求書を提出する者が、同時に厚生年金保険法第三十七条第一項の規定による未支給の保険給付の請求をするときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により当該請求書と併せて提出しなければならないこととされた書類のうち当該保険給付に係る請求書に添えたものについては、第一項の請求書に併せて提出することを要しないものとする。

第百三条中「別紙様式第二十一号による」を「次に掲げる事項を記載した」に改め、同条に次の各号を加える。

一　被害者の氏名及び住所

二　加害者の氏名及び住所

三　被害が発生した年月日及び被害の状況

四　その他必要な事項

第四章第一節中第百三条の次に次の一条を加える。

（掛金等を納付しない場合の給付制限についての控除金額）

第百三条の二　令第二十六条第一項に規定する主務省令で定める金額は、百円とする。

第百九条第一項中「（大正十一年法律第七十号）」を削る。

第百十三条第一項第七号中「給料の級号給及び額」を「標準報酬の等級及び月額」に改め、同項第九号中「障害共済年金」を「障害厚生年金」に改め、同項第十一号中「障害一時金」を「障害手当金」に改め、同条第二項第二号中「給料」を「報酬」に改める。

第百十四条第一項第七号中「給料の級号給及び額」を「標準報酬の等級及び月額」に改め、同条第二項第四号中「給料」を「報酬」に改める。

第百十五条第一項第五号中「給料の級号給及び額」を「標準報酬の等級及び月額」に改め、同条第二項第二号中「給料」を「報酬」に改める。

第百十五条の二第一項第六号中「給料の級号給及び額」を「標準報酬の等級及び月額」に改め、同条第二項第二号中「給料」を「報酬」に改める。

第百十五条の四第一項第六号中「給料の級号給及び額」を「標準報酬の等級及び月額」に改め、同条第二項第二号中「給料」を「報酬」に改める。

第百十六条第一項第四号中「給料の級号給及び額」を「標準報酬の等級及び月額」に改め、同項第五号を削り、同項第六号を同項第五号とする。

第百十七条第一項第四号中「給料の級号給及び額」を「標準報酬の等級及び月額」に改め、同項第五号を削り、同項第六号を同項第五号とする。

第四章第三節中第百二十条の前に次の款名を付する。

第一款　厚生年金保険給付

第百二十条を次のように改める。

（厚生年金保険給付の請求等）

第百二十条　この節に規定するもののほか、厚生年金保険給付（組合（指定都市職員共済組合等にあつては、市町村連合会。以下この条、次条第一項、第百二十三条、第百二十五条第三号及び第百二十七条において同じ。）が支給するものに限る。以下この款において同じ。）又は厚生年金保険法附則第二十九条第一項の規定による脱退一時金（組合が支給するものに限る。）に係る請求、届出その他の行為については、厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）第三章第一節（第三十条第一項第三号ロ、第六号、第七号及び第十一号ロ、第二項第三号の二並びに第三項、第三十条の三、第三十条の五の二第二項第三号から第五号まで、第三十六条、第四十一条第五項及び第六項並びに第四十二条第一項第六号ロ及び第三項第四号を除く。）、第二節（第四十四条第一項第九号ロ及び第四項、第四十八条の二、第五十二条、第五十七条第五項並びに第五十八条第一項第六号ロ及び第三項第四号を除く。）、第三節（第六十条第一項第三号ロ及び第十四号ロ、第三項第十一号並びに第五項、第六十条の二第一項第三号ロ、第六十九条、第七十二条第一項第三号ロ、第七十四条第五項並びに第七十五条第三項第四号を除く。）及び第三節の二、第三章の二（第七十八条の十を除く。）並びに第三章の三（第七十八条の十八を除く。）に定めるところによるものとする。この場合において、これらの規定中「第一号厚生年金被保険者期間」とあるのは「第三号厚生年金被保険者期間」と、「機構」とあり、及び「厚生労働大臣」とあるのは「組合（指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、地方公務員等共済組合法第二十七条第四項の規定により市町村連合会の業務をこれらの組合に行わせることとした場合を除き、市町村連合会）」とするほか、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十条第一項第三号	被保険者（	法第二条の五第一項第一号に規定する第一号厚生年金被保険者（平成二十四年一元化法第一条の規定による改正前の法による被保険者及び
	第五号から第七号までにおいて同じ。	以下同じ。
第三十条第一項第四号	附則第十二条第一項第八号から第十九号まで	附則第十二条第一項各号（第一号及び第十二号から第十六号までを除く。）
第三十条第一項第八号	附則第九条の三第二項及び第九条の四第三項	附則第九条の三
	第十九条第三項、第二十条第三項	第十九条第三項、第二十条の二第三項
	第二十七条第十五項及び第十六項	第二十七条第十五項及び第十七項を含む。）
	則第三十一条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成六年改正法第二条の規定による改正前の法第四十四条第一項（以下「法第四十四条第一項」という。）並びに平成六年改正法附	